平成２１年（フ）第１４４０号
仙台市青葉区川平３丁目33番６―504号
債務者　金今　祐子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６８号
宮城県岩沼市吹上１丁目８番35号
債務者　佐藤　義勝
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５７９号
水戸市堀町2274―30、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字馬渡2660番地の８
債務者　打越　福男
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５８０号
水戸市堀町2274―30、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字馬渡2660番地の８
債務者　打越みどり
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６０４号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川576番地39
債務者　青沼　里子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６０６号
水戸市吉沢町228番地　サングリーンハイツＤ棟202号
債務者　吉江千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６０７号
茨城県笠間市寺崎16番地　寺崎住宅31号
債務者　内山　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１７１４号
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地255
債務者　小松　吉勝
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７８号
京都市西京区桂芝ノ下町８番地２　林アパート209号室、申立前の住所京都市西京区山田北山田町47番地３　山仁マンション302
債務者　山本商店こと　山本　幸一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０１号
京都市下京区梅小路石橋町92番地
債務者　矢守加代子
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５７号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘19番10号
債務者　多田　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６３号
広島県安芸郡府中町大通１丁目１番26号
債務者　志茂野　強
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５７６号
広島市安佐南区八木６丁目12番１―104号別所住宅４
債務者　山田千代恵
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝2170番地
債務者　岸川　敬弘
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
佐賀県鳥栖市西田町146番地
債務者　野村津江子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
佐賀県佐賀市鍋島２丁目16番２―523号
債務者　中村千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
佐賀県鳥栖市藤木町2278番地
債務者　矢冨　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
佐賀県佐賀市若宮１丁目３番14号
債務者　佐藤　正恵
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係